



# 一般社団法人 豊島青色申告会報

NO 488 元. 12. 1 発行 12月号

発行所 一般社団法人豊島青色申告会 編集責任者 定松 昭良  
東京都豊島区西池袋3-13-15 電話 03-3987-2938

<http://www.toshima-aiiro.or.jp>



## 決算の注意点を確認しましょう

- 1. 収入・仕入・必要経費等の集計金額について**  
現実に入金した金額だけでなく、12月31日の時点で売上金額の一部が未収となっている場合でも、それを含めた総額を収入金額として計算します。仕入や他の必要経費の未払分も同様に考えます。
- 2. 自家消費の計算**  
自家消費のうち、家事用消費の金額は、家族構成や営業時間、物価の変動などから見て妥当な金額が上がっているか確認しましょう。
- 3. たな卸**  
実地たな卸をして、たな卸表を作成しましょう。  
下書きのメモ等も保存しましょう。
- 4. 家事関連費**  
水道光熱費、電話料、店舗兼住宅の諸費用、自動車の維持費などの家事分を按分する際、除外する家事割合は、客観的に且つ自信を持って、ご自分で決めましょう。
- 5. 青色専従者給与**  
・勤務の内容や世間相場などに照らして適正金額ですか。  
・支給届や変更届は提出してありますか。  
・不動産所得の方は、貸付けの規模が事業的規模ですか。
- 6. 決算書の内訳欄の記入**  
決算書に、月別売上、仕入金額は必ず記入しましょう。  
また、給料・賃金、地代家賃等の内訳欄に、支払先の住所・氏名も忘れずに記入しましょう。
- 7. 事業主貸と事業主借**  
収入や必要経費ではありませんが、所得計算の正確さをご自身で確認するためにも、年間の合計を把握したいものです。また、青色申告特別控除65万円の適用を受ける方は、事業主貸と事業主借の集計は必須です。  
**事業主貸には、次のものが含まれます。**  
①生活費として家計に入れた金額  
②家事関連費から家事分として除外した金額

- 8. 特殊事情**  
環境の変化や個人的事情等で、前年に比べ収入や個々の経費が変動した等の事情があれば、決算書の特殊事情欄に記入しましょう。
- 事業主借には、次のものが含まれます。**  
①家計や事業主個人の現金預金から、事業上の必要経費を支払っている場合  
②預貯金の受取利息  
③事業用車両などの売却（下取）益の金額
- ③事業用車両などの売却（下取）損の金額  
④自家消費のうち、家事用消費金額  
⑤建物や備品などの減価償却資産について、家事使用分として減価償却費から除外した金額

●確定申告時期の相談開始時間は**9時15分開始**です。  
●最終日(3/16)の相談受付時間は**午前11時で終了**です。

※年末調整については  
四ページに記載しています。

**会報（1月号）配布方法の変更について**  
本年度より1月号会報に限り、12月下旬発送の「決算・確定申告事前準備のお願い」に同封しております。詳しくは今月号案内物をご確認ください。

**相談日指定券（受付票）について**  
12月下旬発送の「決算・確定申告事前準備のお願い」に同封する**相談日指定券（受付票）**ですが、ハガキサイズからA4サイズに変更いたします。ご相談にお越しになる際は必ずご持参ください。  
また、相談指定日は完全予約制ではありませんが、混雑緩和のために設けております。制度の趣旨をご理解頂き、できるだけ相談指定日のご来局にご協力ください。

これからの予定

【12月】

- 6 女性部・青年部合同忘年会  
(ホテルメトロポリタン)
- 9 女性部役員会 (青色会館)
- 10 相続法改正説明会(青色会館)
- 11 正副会長会議 (青色会館)
- 13 事業厚生委員会 (多ん重)
- 16 東青連第3ブロック会議  
(中野会)
- 17 個別法律相談会 (青色会館)
- 18 資産税個人相談会  
(青色会館)
- 27 仕事納め (午前11時)

1月の税務

- ◎ 年末調整済みの源泉徴収税額の納付  
10日まで  
但し、納期の特例の適用を受けている方は7月～12月までの合計額を20日まで
- ◎ 12月分都民税特別徴収税額の納付  
10日まで
- ◎ 専従者 (従業員についての「給与支払報告書」の提出 (年末調整と同時に作成します)  
31日まで
- ◎ 外交員、税理士、弁理士などに年間一定額以上の報酬を支払った場合の支払調書の提出  
31日まで
- ◎ 固定資産税の償却資産に関する申告及び住宅用地等の申告  
31日まで

都税だより

12月は、固定資産税・都市計画税第3期分の納期です (23区内)

12月27日(金)までに、

6月にお送りした納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。納税には、安心して便利な口座振替がご利用できます。

パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。

口座振替の申込方法等詳細は、主税局徴収部納税推進課

・3252・0955へお問い合わせください。

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始の都税事務所の都税の申告・納税・証明等の事務の取扱いは、年末は12月27日(金)まで、年始は1月6日(月)からとなります。12月28日(土)から1月5日(日)までの間に申告書等を提出する場合は、都税事務所に設置している「申告書等受箱」をご利用ください。

豊島都税事務所

3981-1211 (代表)

主税局ホームページ  
http://www.tax.metro.tokyo.jp/

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) 導入に伴い

マイナンバーの確認・ご持参をお願いします

※マイナンバーは毎年ご持参ください。

確定申告相談の際、マイナンバーの記載が必要となりますので、12桁の番号をご確認のうえ、メモ等に書き写してからご相談にお見えください。ご理解ご協力の程、よろしく願い致します。

マイナンバーカード (個人番号カード)、通知カード等のマイナンバーが記載されている証明書等をご持参いただく必要はございません。

無担保無保証低金利の融資、使いませんか?

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金)

- 融資上限 2000万円
- 返済期間 運転7年・設備10年
- 金利 1.21% (2019年11月1日 現在市況により変動)

法人・個人事業主共に使えます。保証協会の保証は不要です。まずはお問い合わせを!

\*従業員数等の企業規模の要件がございます。また、審査の結果ご希望に届かない場合もございます。  
\*融資上乗額・返済期間の取り扱い 2020年3月31日 の日本政策金融公庫受付分までとなります。

そのトラブル、弁護士に相談しませんか?

商工会議所の無料法律相談

- 実施日: 毎月第1~3金曜日 (8月除く)
- 時間: 午後1時~4時 (1人30分)
- 会場: 東商豊島支部

事前予約制

☎ お電話でご予約ください!

※ 相談できる内容は事業に関するものとなります。

東京商工会議所 豊島支部

ご相談・お問い合わせ

TEL. 03-5951-1100

受付時間

平日9:00~17:00

※会員非会員問わずご利用できます

豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 4階

# 長年の功績に 令和元年度納税表彰式

今年度の豊島税務署管内納税表彰式、豊島税務連絡協議会表彰式は、11月13日（水）に豊島区役所内のとしまセンタースクエアにおいて行われました。税務についての深いご理解とご協力に、あらためて敬意を表します。なお、当会関係受表彰員は次の方々です。

## ～署長感謝状～



第28副支部長  
綿貫 健次 殿

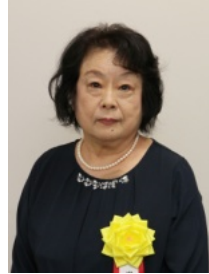


第18支部長  
土田八榮子 殿



第14支部長  
波多野まつ江 殿

## ～署長表彰状～



第24支部長  
宮本志津子 殿



第23副支部長  
下田 とし 殿

## ～協議会表彰～



協議会表彰  
第26副支部長 天田 湯浅 彌子 殿  
第29副支部長 城雄 殿

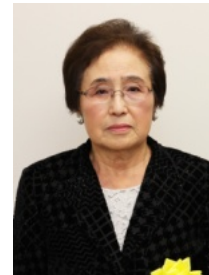
なお、残念ながらご多用のため表彰式をご欠席された方をご紹介させていただきます。



女性部副部長  
遠藤 英子 殿



第34副支部長  
松村 義則 殿



第29副支部長  
和栗 寿子 殿

## （東京国税局からのお知らせ） 文書回答手続を ご利用ください！

～納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。～

「文書回答手続」とは、納税者の皆様から、申告期限等の前に個別の取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページで公表するという納税者サービスです（照会者名は原則非公表です。）。

なお、この手続の詳細については、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手続」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm>) から

ご覧ください。



副会長  
濱野 章保 殿

## 都税功労者感謝状

## 濱野副会長受表彰

11月20日（水）に豊島都税事務所において、令和元年度都税事務所長感謝状贈呈式が行われました。  
この贈呈式は、納税道義の高揚と税務行政に功労のあった方々を対象に毎年実施されており、当会関係役員では、濱野副会長が受表彰されました。



# 税を考える週間行事報告

## ① 広報車活動報告

豊島青色申告会では、10月から11月にかけて青年部・女性部の協力を得て、会の広報車によるPR活動を毎年行っています。

今年も両部の役員が組になり、PRテープを流しながら区内全域を回り、側面から会員増強運動を支援しました。会員さんの協力が、会活動の大きな支えとなっておりますので今後ともよろしくお願いいたします。



大木豊島税務署長も激励

## ② 相続税研修会

去る11月15日(金)、豊島青色申告会館3階会議室で相続税研修会が開催されました。

研修会では、田頭修三先生(東京税理士会豊島支部所属)を講師に迎え、「相続税の基礎知識と最近の改正等」というテーマで、説明していただきました。相続に関する民法の改正など、最近の話題も研修していただきました。出席者は相続税対策に役立てようと熱心に講師の説明を聞いていました。



相続税研修会

## ③ 日帰り研修会

伊東方面へ行く日帰り研修会を11月11日(月)に実施しました。

当日は、百名の参加者が3台のバスに分かれて乗車し、池袋を出発しました。バスの中では、「無申告は許さない」というビデオを見ながら研修を行いました。

研修後、伊東のうさみ農園でみかん狩りを楽しんだ後、伊東温泉ホテル聚楽で昼食と温泉を満喫しました。その後、ひものセンターに立寄り池袋に帰りました。



みかん狩りを満喫しました

## 年末調整をいざいざ!

事業主が専従者や従業員に支払った1年間の給与についての正しい年税額を計算し、源泉徴収額との過不足を精算する手続きを年末調整と呼んでいます。

### 【年末調整のついで】

◎**年末調整の対象となる人**  
専従者や従業員で年末まで勤務している人

### ◎**年末調整の時期**

本年最後に給与の支払をするとき

### ◎**年末調整のための準備**

- ◎**【事業主が確認しておくこと】**  
①源泉徴収簿に、支給した給料や賞与、徴収した税額などが正しく記入されているかどうか。
- ◎**②源泉徴収簿の集計が正しく出ているかどうか。**
- ◎**③事業主名が印刷された所得税徴収高計算書(納付書)**
- ◎**【従業員等に確認しておく事】**  
①生命保険・地震保険等の掛金

### 額・控除証明書

- ◎国民健康保険・国民年金・介護保険料等の支払額
- ◎配偶者・扶養親族等の有無、ある場合は生年月日
- ◎住民登録の生年住所
- ◎**源泉税の納付期限**  
年末調整により精算された税額は、1月10日(「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者については1月20日)までに納付します。もし期限に遅れると、納付税額に対して最低5%の罰金を課せられます。

### ◎**専従者給与を支給している事業主**

源泉徴収票の摘要欄に「青色事業専従者」の記載を忘れずに! ◎**都道府県の手続きをお忘れなく**  
給与支払報告書の総括表と個人別明細書を作成し、1月31日までに従業員等の住所地の区市役所等に提出します。

## 事務局通信

年末年始の業務  
年内 12月27日(金) 11時  
仕事納め  
年始 1月6日(月)  
仕事始め  
※1月6日(月)から  
平常業務となります。

## 編集後記

年が明けると確定申告時期が到来します。1ページ目を参考に準備を進めてください。ご不明な点がある方は、お電話か事前に事務局まで相談ください。  
電話03・3987・2938